

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報システム構築・運用関連業務委託等
プロポーザル評価基準書

1 目的

本書は、表題のプロポーザルにおける技術提案書等の評価にあたり、最も優れた提案者を選定するために必要な事項を定める。

2 評価対象者

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報システム構築・運用関連業務委託等プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）第4項「プロポーザル参加資格」の要件を全て満たす者、かつ第15項「提案の無効」の全ての項目に該当しない者とする。

3 委託候補者選定委員会

本プロポーザルに係る評価及び委託候補者の選定は、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が設置した委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

4 技術提案審査

(1) 事前審査

ア 審査方法

提出された技術提案書及び要件確認表（別添様式5）について、要件確認表に記載された各項目に係る要件を満たしているか確認を行う。

イ 採点基準

審査項目及び配点は、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報システム構築・運用関連業務委託等評価表（別紙3）（以下「評価表」という。）のとおり。

評価表の評価項目が「要件確認表」となっているものは、要件確認表に記載された各項目の回答内容に応じて、次の基準に基づき採点する。

（ア）対応が可能な場合：3点

（イ）代替案で対応が可能な場合：1点

（ウ）対応が不可能な場合：0点

ただし、代替案で対応が可能と回答した内容について、代替案に当たらないと広域連合が判断した内容については、0点とする。

ウ 失格

要件確認表に記載された各項目の回答内容に応じて採点した結果、1項目でも0点がある場合は、「(2) ヒアリング審査」における項目の確認結果によって失格とするかを判断する。

(2) ヒアリング審査

ア 審査方法

提出された技術提案書について、ヒアリングを実施し評価を行う。ヒアリングに出席しなかった参加者については、ヒアリングの評価点は加算されないものとする。

イ 採点基準

審査項目及び配点は、評価表のとおり。

評価表の評価項目が「要件確認表」となっているもの以外の項目については、次の基準に基づき採点する。

（ア）仕様の要求水準を超える提案：5点

（イ）仕様の要求水準を満たしている：3点

（ウ）仕様の要求水準を満たしていない：0点

なお、各項目の配点は選定委員会の委員7人の評価点を合計するものとし、満点は

35点とする。

ただし、評価表の項目番号30については、次の基準に基づき採点する。

- (ア) 非常に良い提案：10点
- (イ) 良い提案：7点
- (ウ) 普通：5点
- (エ) 劣る：0点

なお、上記の基準を踏まえたうえで、必要に応じて、0点から10点の範囲内で他の点数を付けてもよいものとする。

また、各項目の配点は選定委員会の委員7人の評価点を合計するものとし、満点は70点とする。

5 見積書審査

(1) 提出された「見積書（別添様式6）」の金額について、次号の計算式に基づき評価する。

(2) 採点基準

上限額を1,868,000,000円（消費税額及び消費税相当額を含む）とし、次の計算式によって評価点を算出する。

評価点 = (1 - (見積額／上限額)¹⁰) × 価格評価点（200点）

※小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下切捨てるものとする。

※事務局にて事前に見積書を確認し記載する。

(3) 失格

提案上限額を超過した場合は失格とする。

6 最終審査

(1) 委託候補者の選定

技術提案審査及び見積書審査の評価点を合計し、最も高い点数を得た参加者を委託候補者として選定する。なお、最低基準点を950点とし、最低基準点に満たない場合は、委託候補者としない。

(2) 評価点の合計が同点の場合の取扱い

評価点の合計が同点の場合は、技術提案審査の点数が最も高いものを委託候補者として選定する。なお、評価点の合計が同点かつ技術提案審査の点数が同点の場合には、くじ引きによる。

(3) 参加者が1者だった場合の取扱い

参加者が1者の場合は、評価点の合計点が950点以上の場合に限り、その者を委託候補者として選定するものとする。

(4) 次点の取扱い

委託候補者として選定された事業者の提案が無効になった場合や、辞退の申し出があった場合は、次に評価点の合計点が高かった参加者が繰り上がるるものとする。

ただし、評価点の合計が950点以上の場合に限る。